

<辺野古新基地建設について>

1. 二つの係争委の審理

2020年4月21日 設計変更申請

2021年11月25日 県不承認

2022年4月8日 国交大臣不承認の取り消し採決

⇒ 5月9日 係争委に審査申し立て

⇒ 7月12日 係争委門前払い

2022年4月28日 「是正の指示」

⇒ 5月30日 係争委に審査申し立て

⇒ 実質審査中 7月21日玉城知事意見陳述

(陳述書は沖縄県ホームページ掲載)

係争委審査結果に不服の場合は30日以内に訴訟。

国は高裁へ提訴し、代執行(知事に代わって国交大臣が埋め立て承認)

県敗訴の場合は代執行を止めることはできない。

2. 県の対抗手段は？

A. 二つの係争委判断から裁判に

今回は仲井真知事の承認の取り消し・撤回ではなく、変更申請に対する不承認、知事に裁量権がある

B. 埋立承認の再撤回

新たな事由① 耐震設計の不備

2022年3月25日政府の地震調査委員会は長期評価を公表、南西諸島でも30年以内にM8の大地震発生の恐れも。レベル1での耐震設計は不十分、レベル2での再設計が必要

新たな事由② 南部土砂問題

3. 辺野古新基地建設阻止に向けて

① 軟弱地盤 政府による軟弱地盤の調査を求める

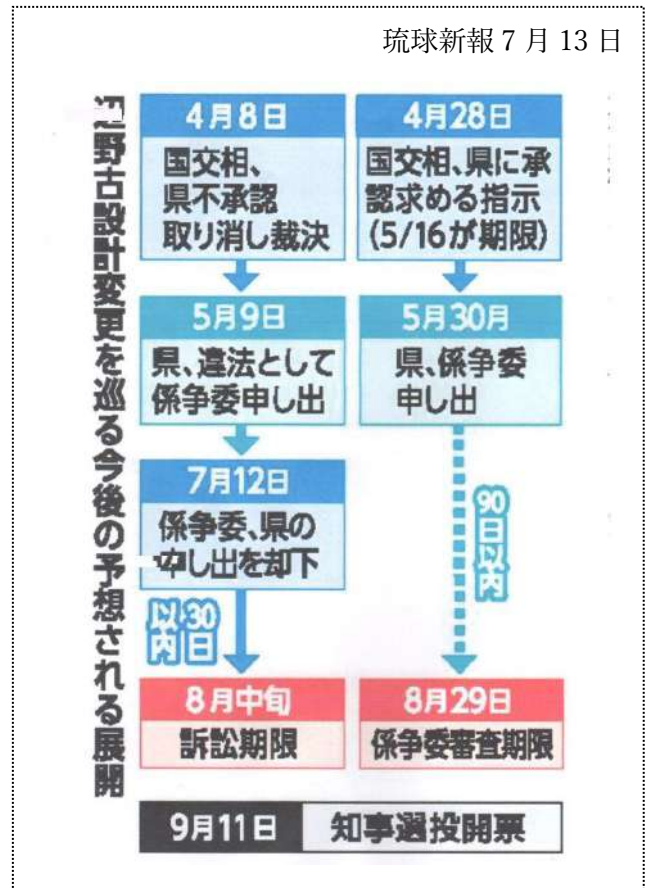
② 活断層+耐震設計の不備 埋立承認再撤回

③ 南部土砂問題 遺骨交じりの土砂採取計画の撤回を求める

④ 知事選 玉城デニー知事の再選

⑤ 座り込みによる実力阻止(辺野古・安和・塩川港・第4ゲート?…)

琉球新報 7月13日



沖縄タイムス 3月26日



<南部土砂問題>

1 熊野鉾山・県 合意案受諾の経緯

公害等調整委員会の合意案とその問題点

- ① 事業者による採掘工事は、「令和4年1月までに遺骨調査が行われた場所」、「盛り土の可能性のある場所」の順に行う者とし、「遺骨調査が必要と考えられる場所」の工事にういては令和6年11月から12月にかけて行う。
- ② 工事の際に遺骨が発見されたときには、事業者は、その周辺半径5mの範囲で、工事を2週間中止し、戦没者遺骨収集情報センター（以下、センター）等による調査及び収集を認める。
- ③ 事業者は剥離した表土を一定の場所に保管し、埋め戻しまでの間、センターにおいていつでも調査可能な状態とする。
- ④ 事業者は表土剥離後の石灰岩が露出した状態において、採掘までの間に、再度センターが調査を希望した場合には、これを受け入れる。
- ⑤ 事業者は、表土を剥離した範囲を順次、緑色の農業用シートで覆う。
- ⑥ 事業者は、令和6年1月以降、堀採を完了した部分に順次埋め戻しを行うとともに、ガジュマルの植栽を行う。

この合意案では戦没者遺骨の保全はできない。南部の鉾山による乱開発を防ぐことはできない。

合意案受諾の経緯

- | | |
|-------|---|
| 6月14日 | 公害等調整委員会が合意案を提示（期限、23日） |
| 6月19日 | 照屋副知事に伝わる |
| 6月21日 | 合意案が新聞報道される |
| 6月22日 | 9時、副知事、環境部長ら具志堅らに説明、ハンストに入る |
| 6月23日 | 慰霊の日、合意案期限を翌日以降に延期、ハンストに知事激励訪問
知事記者会見で「合意案は私のところにはまだ来ていない」 |
| 6月24日 | 9時半、抗議集会後、県に合意案受諾しないよう要請
昼前、知事代表質問で受諾表明、午後、公害等調整委員会に受諾を通知、記者会見 |
| 7月14日 | 自然保護課との交渉 |

その他の問題

24日、知事のコメント「今回の合意案は措置命令の内容をおおむね反映している」としているが、合意案は業者に遵守させる強制力（法的根拠）がない

採掘現場付近には文化財として保存すべき二つのシーガーブがある。それ以外にもドリーネ（石灰岩地域の陥没孔、空洞）が二つ存在している。そこでの遺骨収集は？

土砂搬出路は3年しか使えない。農振地区であり、搬出路は農地一時転用許可による。

県の管理する米須霊域の駐車場や里道を鉦山の搬出路に使わせてはならない。

自然公園法の開発届の窓口は糸満市

今回の合意案は議会の議決を経ていない

地方自治法 96 条 「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない」

「普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申し立て、訴えの定期、和解、あっせん、調停及び仲裁に関する事」

熊野鉦山の「届け出」のチェックが必須

2 具志堅隆松氏、国連で訴える

7月4～6日 国連人権理事会 国連の先住民族の権利に関する専門家機構（EMRIP）

具志堅隆松 南部土砂問題 + 台湾有事回避と沖縄の基地問題

アレクシス大城（うふぐしく） 米軍や自衛隊による有機フッ素化合物（PFAS）による水の汚染

松島泰勝さん（ニライ・カナイぬ会） 沖縄の自治権を訴える、

日本政府「琉球民族は先住民族ではない」と発言。松島・具志堅は声明を発表。「1879年に琉球王国を侵略し、併合した日本政府が認知しなくても、先住民族は存在する。日本政府は、琉球民族が先住民族であるかどうかを決める権限を持っていない」と指摘。政府発言は先住民族の権利に関する国連宣言やEMRIPの目的を侮辱しているとし、「国連人権理事会の理事国の一つとしての資質に欠ける」と糾弾した。（琉球新報7月12日）

3 防衛省は南部土砂を辺野古新基地建設の埋め立てに使う計画を撤回せよ

意見書採択の自治体は218に（7月7日調、多治見市、兵庫県議会等を除く）

⇒ これをどのように活かしていくか？

遺骨の散逸を防ぐ条例制定に向けた動き

⇒ 規制条例ではなく理念条例となる可能性（6月19日副知事） 県3役は積極的だが…

沖縄戦跡国定公園

⇒ 普通地域を特別地域に（届け出から許認可へ）

⇒ 戦跡を文化財登録へ（徳田博人研究会）

遺族の声を国と県に（遺族公聴会7月24日、今後どのように広めていくか？）

アメリカ（280人の遺骨）、韓国（700人）、台湾（30人）へのアピール

先住民族との連携（グアム、ハワイ、アジア）

国連人権理事会への継続的な働きかけ

「8月5日、戦没者遺骨に関するガマフヤーと国の意見交換会」

2022年7月29日

谷 大二（ガマフヤー支援者の会・島ぐるみ宗教者の会）

8月5日 戦没者遺骨に関するガマフヤーと国との意見交換会

時間・場所 衆議院第2議員会館1F・多目的会議室 1時30分～4時30分
(マスクミ・フルオープン)

●厚労省・外務省との意見交換会 1時30分～3時

沖縄戦遺族と遺骨の鑑定の状況 遺族への鑑定結果の報告/太平洋地域のDNA鑑定の進捗状況/
韓国人遺族の事業参加について、「返還条件」の問題を問う/タラワ島の遺骨返還への日本政府の関
与、安定同位体検査の進捗/日本・韓国人遺族のDNA鑑定集団申請

●防衛省との意見交換会 3時10分から4時30分

沖縄南部の遺骨土砂の辺野古基地建設への埋め立て投入に反対する/7月24日沖縄開催・遺骨土砂
遺族公聴会の声や、意見交換会参加遺族の訴え

□ YouTube 配信アドレス <https://youtu.be/EdV0MlyXzxA>

連絡先 沖縄戦遺骨収集ボランティア・ガマフヤー 具志堅 090-3796-3132

戦没者遺骨を家族の元へ連絡会 上田 090-2062-5695

<参考>

『先住民族の権利に関する国連決議』

第4条 先住民族は、彼／女らの自決権の行使において、このような自治機能の財源を確保するための方法と手段を含めて、彼／女らの内部的および地方的問題に関連する事柄における自律あるいは自治に対する権利を有する。

第29条 1. 住民族は、彼／女らの土地、領域および資源の環境ならびに生産能力の保全および保護に対する権利を有する。国家は、そのような保全および保護のための先住民族のための支援計画を差別なく作成し実行する。

第30条 1. 関連する公共の利益によって正当化されるか、もしくは当該の先住民族による自由な合意または要請のある場合を除いて、先住民族の土地または領域で軍事活動は行われない。

第12条 1. 先住民族は、彼／女らの精神のおよび宗教的伝統、慣習、そして儀式を表現し、実践し、発展させ、教育する権利を有し、彼／女らの宗教的および文化的な遺跡を維持し、保護し、そして私的にそこに立ち入る権利を有し、儀式用具を使用し管理する権利を有し、遺骸／遺骨の返還に対する権利を有する。

琉球遺骨返還請求訴訟 松島泰勝（竜谷大） 第1審判決（京都地裁 2022年4月21日）は原告側の請求を棄却した。増森珠美裁判長は「琉球民族として遺骨を墓に安置したいという心情にはくむべきものがある」と付言し、原告側代理人の丹羽雅雄弁護士は「日本民族とは異なるアイデンティティーを持つ民族と認められたことは新しい」と述べた。

日本での先住権 1997年「アイヌ文化振興法」、2008年に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院で採択された。2019年「アイヌ民族支援法」（先住権について書かれなかった）